

■水道料金納期

納付書での支払いは、5月31日(月)までです。支払いが困難な人は、

支払いが困難な人は、5月31日(月)までです。支払いが困難な人は、

スマートホンなどのアプリで、水道料金などの支払いができます。詳しくは水道局ホームページを確認してください。

水道局お客さまセンター ☎22806

自転車駐車場の正しい利用

維持管理課 ☎9173

自転車またはバイクでJRや広島電鉄の駅を利用する際は、歩道などに放置せず、周辺の自転車駐車場を利用してください。歩道などに放置された自転車などは、円滑な交通確保のため撤去します。撤去した自転車などは、保管場所まで返却します。

個人所有のもので道路に面するもの  
・道路面からの高さが0.6m以上のもの(擁壁の上に設置されている場合は、塀の部分の高さが0.6m以上のもの)  
・安全性が確認できないもの  
・適法に築造されたもの

保管場所  
・JR廿日市駅前自転車駐車場 (駅前1の7・☎7374)  
・JR大野浦駅自転車駐車場 (塩屋1の1の51・☎2755)

引き取りに必要なもの

自転車などの鍵、身分証明書、移送手数料(自転車1680円、原動機付自転車2240円、自動二輪車2800円)、引き取り通知はがき(持っている人)

建築物などの補助

建築指導課 ☎9191

1ブロック塀の除却建て替え補助  
倒壊の恐れのあるブロック塀の除却や建て替えに必要な費用の一部を補助します。  
※必ず事前に建築指導課に相談してください

対象 次の全てを満たすブロック塀

・個人所有のもので道路に面するもの  
・道路面からの高さが0.6m以上のもの(擁壁の上に設置されている場合は、塀の部分の高さが0.6m以上のもの)  
・安全性が確認できないもの  
・適法に築造されたもの  
補助金額 ブロック塀の除却工事に要する費用の3分の2で、15万円以内の額。建て替えは、軽量フェンスなど安全な構造の塀などの新設工事に必要な費用の3分の2で、15万円以内の額を加えた額。  
2土砂災害対策改修費用の補助  
土砂災害特別警戒区域内の既存建築物で土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないものに対して、改修に必要な費用を補助します。  
対象 次の全てを満たす住宅  
・土砂災害特別警戒区域内にある住宅  
・建築基準法で定める土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造基準に適合しない既存不適格である住宅  
補助金額 住宅などの土砂災害対策改修に要する工事費に23%を乗じて得た額。住宅などの土砂災害対策改修に必要な対象工事費は336万円

(補助額77万2千円)を限度とします。  
3がけ地近接等危険住宅移転費用の補助  
がけ地の崩壊などで住民の生命に危険を及ぼす区域で危険住宅の移転を行う人に補助を行います。補助内容など詳しくは、建築指導課に問い合わせください。  
対象 次のいずれかに該当する既存不適格建築物の除却または移転を行う住宅  
・条例に基づき指定した災害危険区域内にある住宅  
・条例で建築を制限されている区域内(いわゆる「がけ条例」の区域)にある住宅  
・土砂災害特別警戒区域内にある住宅  
共通事項(12)  
申請方法 市役所6階建築指導課まで直接。申請書の内容と添付書類が全て整ったものから順番に受け付けます。  
申請期間 5月6日(木)～9月17日(金)  
※予算額に達した場合、申し込みを締め切ります

木造住宅耐震化工事費の補助

建築指導課 ☎9191

耐震化工事費の一部を補助します。

対象 昭和56年5月31日以前に建築された一戸建てで木造2階建て以下の住宅で、補助金交付決定後に工事着手し令和4年2月末までに工事完了するもの。  
補助内容  
①耐震改修工事  
工事費の80%に相当する額で1件当たりの上限100万円(居住誘導区域外は上限50万円)  
②現地建て替え  
工事費(除却および新築工事費)の80%に相当する額で1件当たりの上限100万円(居住誘導区域内に限る)  
③非現地建て替え  
除却工事費の23%に相当する額で1件当たりの上限83万8千円(居住誘導区域内に建築するものに限る)  
④除却  
除却工事費の23%に相当する額で1件当たりの上限30万円(耐震性のある住宅に住み替えること)  
申込資格 木造住宅の所有者で現に居住している人  
※補助内容②④は5年以上居住していること  
募集戸数 5戸程度(先着順)  
申込方法 市役所6階建築指導課または市ホームページにあるお問い合わせ先  
申込期間 5月6日(木)～9月17日(金)  
※交通費1000円程度(宮島地域は、2000円程度)と、確認申請書が無いときは建物図面作成費として5000円程度(図面がある場合は不要)が必要  
※その他、条件があります。詳しくは募集案内または市ホームページで確認してください

木造住宅耐震診断(無料)希望者募集

建築指導課 ☎9191

現地調査を行い、一般診断で地震に対する安全性を評価します。  
対象 昭和56年5月31日以前に建築された木造一戸建て2階建て以下の住宅  
申込資格 木造住宅の所有者で現に居住している人  
募集戸数 14戸程度(先着順)  
申込方法 市役所6階建築指導課または市ホームページにある申請書に記入し、建築指導課まで直接。

申込期間 5月6日(木)～9月17日(金)

※交通費1000円程度(宮島地域は、2000円程度)と、確認申請書が無いときは建物図面作成費として5000円程度(図面がある場合は不要)が必要

アルゼンチンアリの防除

環境政策課 ☎9132

アルゼンチンアリは地域全体に巨大な巣を作るため、巣全体にダメージを与える「一斉防除」が効果的です。

防除範囲

細い道などで区切らず、川や車がすれ違うことができる程度の道幅に囲まれた範囲で防除を実施することで、周囲から再侵入される可能性が減ります。市は、町内会や自治会規模での一斉防除の実施を推奨しています。

防除方法

環境政策課でアルゼンチンアリの一斉防除に関するマニュアルを配布しています。希望する場合は、相談してください。

市有地の取り扱い

防除を実施する町内会などの区域内に市有地がある場合は、防除の3週間前までに環境政策課に相談してください。

アルゼンチンアリの勉強会

アルゼンチンアリの特徴や生態、標本観察、防除剤、各家庭での対策などを紹介する勉強会を開催します。

とき 5月15日(土)14時～15時

ところ 市役所7階

講師 フマキラー(株) 佐々木 智基さん

対象

小学生以上で市内に在住・在勤・在学の人

※小学生は保護者同伴

定員 30人程度

申込方法 環境政策課まで電話

で(団体の場合は、参加人数を確定して連絡してください)。

申込締切 5月14日(金)

入札参加資格審査申請の追加受け付け

契約課 ☎9108

令和3・4年度に市および水道局が発注する建設工事および測量・建設コンサルタント等業務に関する、入札参加資格審査申請の追加受け付けを行います。なお、今回の申請方法は電子申請のみです。詳しくは、市ホームページを確認してください。

申請期間 5月10日(月)～14日(金)

福祉・介護

第十一回特別弔慰金請求の受け付け

生活福祉課 ☎9165

第十一回特別弔慰金の請求を受け付けています。まだ請求していない人は、問い合わせてください。

基準日 令和2年4月1日

対象 戦没者などの死亡当時の遺族で、基準日に公務扶助

料や遺族年金などを受ける人がいない場合、次の順番による先順位の遺族1人。  
①戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権者  
②子  
③戦没者などと生計関係があった父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(婚姻や養子縁組などで基準日に戦没者などの死亡時と氏が変わっている人を除く)  
④③以外の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹  
⑤①～④以外の3親等内の親族(戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上生計関係があった人)

支給内容 25万円(5年償還の記名国債)  
請求締切 令和5年3月31日(金)  
請求先 市役所1階生活福祉課、各支所福祉担当

黒い雨体験相談・支援事業

保険課 ☎9160

原子爆弾投下直後に降った黒い雨で、今も健康に不安を抱える人に対する相談・支援事業を今年度も実施します。

対象 市在住で、被爆者健康手帳または第一種健康診断受診者証を持っていない人で、対象地域内で原爆投下直後に

黒い雨を体験し、健康に不安のある人  
事業内容  
①保健師相談(予約制)  
市の保健師が健康不安の相談に応じます。  
②個別訪問相談(予約制)  
①の相談に参加できない人に、県の保健師が自宅などに出向いて相談に応じます。  
③医師等相談(予約制)  
①または②の保健師との相談後、希望に応じて医師などに相談することができます。  
④巡回相談(予約制)  
広島市(安佐南区、安佐北区、安芸区、佐伯区)と安芸太田町で、医師などによる相談を一括して行います。  
⑤健康診断料の助成  
後期高齢者健診、市が実施するがん検診を受診し、自己負担が生じている場合、③④の相談時にその結果を持参した人は年1回に限り、後払いで助成を行います。  
※相談・支援事業を初めて利用する人は利用申請が必要  
※対象地域や相談日など、詳しくは問い合わせください

問い合わせ 保険課、各支所福祉担当または、県庁被爆者支援課 ☎082(513)3109

スポーツ

パークゴルフ体験教室

生涯学習課 ☎9206

とき 5月29日(土)9時受付開始(雨天中止)

ところ 廿日市市パークゴルフ場

対象 パークゴルフを始めてみたい人や知りたい人

※小学生の参加も可能(保護者同伴)

定員 10人程度

参加費 1000円(ブレール料金、保険料などを含む)

申込方法 パークゴルフ場が廿日市市スポーツ協会事務局にある申込用紙に記入し、直接郵送、またはファクスで次のどちらかへ。  
〒738-0033 串戸1の20の30 廿日市市パークゴルフ場(☎2001)  
〒738-0033 串戸6の1の1 廿日市市スポーツ協会事務局(☎4480)

申込締切 5月20日(木)(必着)

問い合わせ 廿日市市スポーツ協会事務局 ☎4480

問い合わせ 廿日市市スポーツ協会事務局 ☎4480